

手術の施設基準に基づく実施件数

当院は、手術に関し厚生労働大臣が定める施設基準に適合しており、掲示が義務付けられた手術の実施件数は以下の通りです。実施件数は、令和6年1月～令和6年12月までの間に行った手術の件数です

1. 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	21 件
イ	黄斑下手術等	11 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	12 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	17 件

2. 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	10 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	17 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	10 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

4. 区分4に分類される手術 (胸腔鏡、腹腔鏡下手術)

262 件

5. その他の区分

ア	人工関節置換術	3 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	41 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0 件
オ	経皮的冠動脈形成術	56 件
	急性心筋梗塞に対するもの	6 件
	不安定狭心症に対するもの	9 件
	その他のもの	41 件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	32 件
	経皮的冠動脈ステント留置術	225 件
	急性心筋梗塞に対するもの	43 件
	不安定狭心症に対するもの	32 件
その他のもの	150 件	